

回 覧

平成27年7月13日

各 位

一宮町長 玉 川 孫一郎

第10回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給のお知らせ

内閣府からのお知らせです。

今年、戦後70年を迎えるにあたり、今日のわが国の平和と繁栄の礎となった戦没者の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者のご遺族に弔慰金を支給します。

特別弔慰金は、額面25万円の5年償還の記名国債により支給されます。

対象となるのは、戦没者死亡当時のご遺族で、戦没者のお子さんや兄弟・姉妹など、三親等内親族（戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上戦没者等と生計関係を有している等条件があります）のご遺族お1人です。

請求は、平成30年4月2日まで、福祉健康課で受け付けます。

期間を過ぎると、特別弔慰金を受け取ることができなくなりますので、
ご注意下さい。

○問合せ先

一宮町福祉健康課

電話 42-1431